

## 令和6年度補正予算について(報告)

厚生労働省医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 令和6年度 厚生労働省補正予算案のポイント

※本補正予算案は12月17日に成立

黄色マーカー: 医政局関係施策

追加額 8,454億円 (うち一般会計8,414億円、労働保険特別会計38億円、年金特別会計41億円)

※一般会計から年金特別会計への繰入があるため39億円が重複する。※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

## I. 医療・介護・障害福祉分野の更なる賃上げの支援等、医師偏在是正に向けた対策の推進 2,861億円

○医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援	1,892億円	○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援	46億円
○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援	428億円	○医療・介護・障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援	「重点支援地方交付金」の内数
○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援	55億円	○医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等	109億円
○介護・障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援	223億円		
○訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善等の支援	107億円		

## II. 持続的・構造的賃上げに向けた支援等 313億円

○最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援	297億円	○育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充	制度要求
○生活衛生関係営業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施	5.9億円	○シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化	8.5億円
○フリーランスの就業環境の整備	0.9億円		等

## III. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保 442億円

○創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援	100億円	○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等	4.0億円
○ファースト・イン・ヒューマン (F I H) 試験実施体制の整備	7.9億円	○グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 推進	362億円
○国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置	2.7億円	○次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化	424億円
○AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備	5.1億円		等
○後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革	70億円		
○バイオ後続品に係る製造施設整備の支援	65億円		
○足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援	20億円		
○医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援	14億円		
○抗菌薬の安定供給に向けた体制整備	3.6億円		
○血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援	13億円		
○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化	7.7億円		
○がん・難病の全ゲノム解析等の推進	114億円		
	等		

## IV. 医療・介護DX等の推進 1,447億円

○全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進	274億円	○機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等	6.4億円
○診療報酬改定DXの取組の推進	104億円	○女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築	6.9億円
○マイナ保険証の利用促進に向けた取組	353億円	○臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等	9.8億円
○公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組	106億円	○認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等	3.4億円
○介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化	174億円	○障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組	47億円
	等	○居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等	66億円
		○地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化	22億円
		○足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応	24億円
		○能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等	497億円
		○能登地域の雇用と事業を下支えするための支援	4.4億円
			等

## V. 国際保健・次なる感染症に備えた対応等 1,022億円

○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等	4.0億円
○グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 推進	362億円
○次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化	424億円
	等

## VI. 国民の安心・安全の確保 2,205億円

○機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等	6.4億円
○女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築	6.9億円
○臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等	9.8億円
○認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等	3.4億円
○障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組	47億円
○居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等	66億円
○地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化	22億円
○足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応	24億円
○能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等	497億円
○能登地域の雇用と事業を下支えするための支援	4.4億円
	等

【○人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ】

施策名: 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ

① 施策の目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。  
 また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。  
 加えて、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

○ 生産性向上・職場環境整備支援

・ 生産性向上・職場環境整備等事業・・・設備導入や生産性向上の取組を進める医療機関等(ベースアップ評価料算定機関)を支援し、生産性向上・賃上げを図る

○ 経営状況の急変等を踏まえた支援

・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援・・・患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援を実施するとともに、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援  
 ・ 産科・小児科医療確保事業・・・急激な分娩減少などにより特に支援が必要な産科・小児科に対して支援を実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(施策のスキーム図の例)



- I 医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に交付
- III 医療機関は速やかに都道府県に実績報告
- IV 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○ 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】  
 施策名:人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ  
 (生産性向上・職場環境整備等事業)

令和6年度補正予算案 828億円

医政局医療経営支援課  
 (内線2672)

① 施策の目的

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等(ベースアップ評価料算定機関に限る。)に対して経費相当分の給付金を支給し、生産性向上・職場環境整備等を図る。

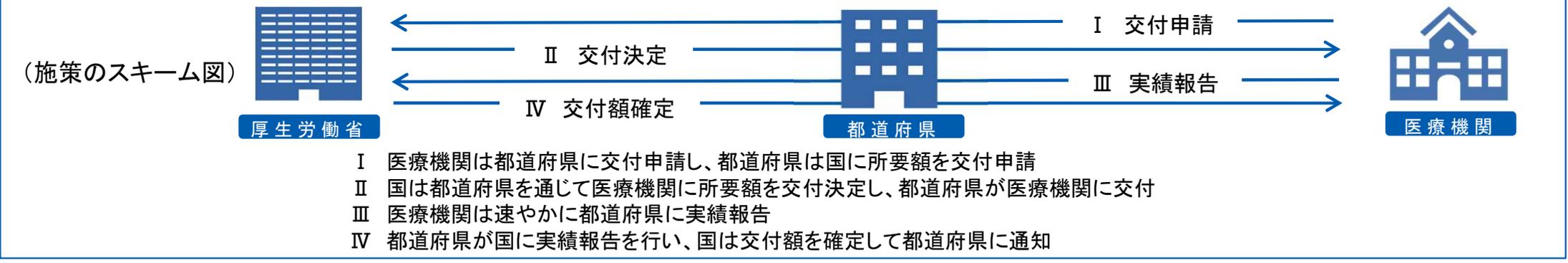
(交付額)病院・有床診:4万円/病床数、診療所(医科・歯科)・訪問看護ステーション:18万円/施設(補助率10/10)

【生産性向上に資する取組のイメージ】

- ICT機器の導入による業務の効率化
  - ・ タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入 → 職員間の情報伝達の効率化(チーム医療の推進)
  - ・ 床ふきロボット、監視カメラ等の導入 → 清掃業務、院内監視業務等の効率化
- タスクシフト/シェアによる業務の効率化
  - ・ 医師事務作業補助者・看護補助者の配置 → 医師・看護師の業務効率化(診断書作成、病室内の環境整備や看護用品の整理等)

※ 新たに配置する際に必要な経費の他、既に雇用している職員の人件費に充てることが可能

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関等へ業務の生産性向上に資する財政支援を行うことで、職場内の生産性向上・環境整備等を図り、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援】

施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ  
 (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

令和6年度補正予算案 428億円

医政局地域医療計画課(内線2550、2665)

① 施策の目的

- ・ 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。
- ・ また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。

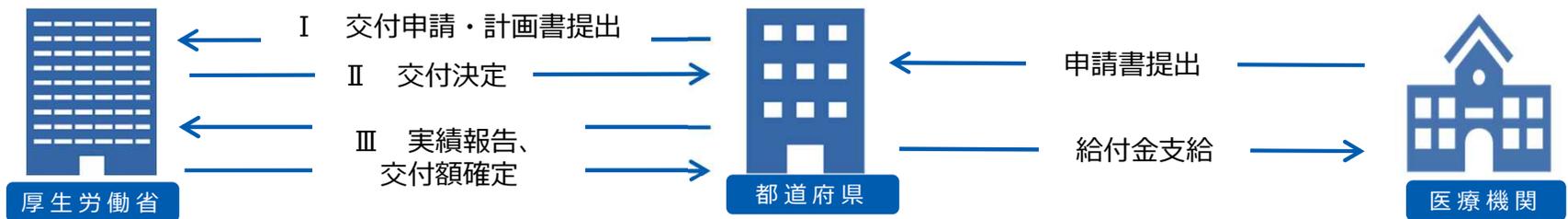
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援  
 (概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。  
 (交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診:4,104千円/床
- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援  
 (概要) 整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金を支給する。  
 (交付額) (市場価格-補助事業単価) × 国負担分相当

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関は都道府県に交付申請する際に病床削減数又は補助対象㎡数を申請し、都道府県が内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定(補助率10/10)し、都道府県が医療機関に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援】

施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ  
(産科・小児科医療確保事業)

令和6年度補正予算案 55億円

医政局地域医療計画課  
(内線8048)

① 施策の目的

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

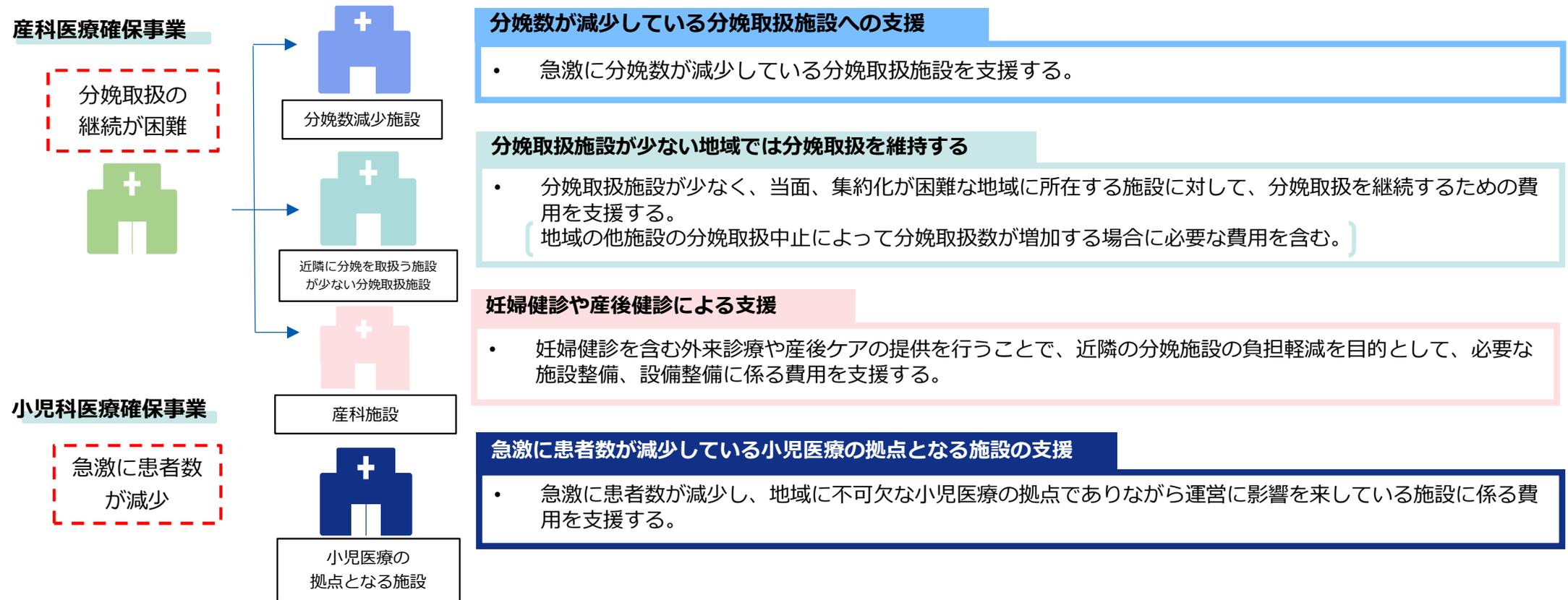
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- ❑ 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- ❑ 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

施策名: 重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業

① 施策の目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、医師少数地域の医療機関に対する支援による医師偏在是正に取り組む。

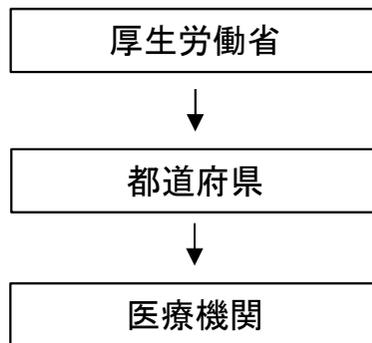
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」において、診療所医師が高齢化する中で、医師を確保するため、支援区域内で診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。

○医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等

施策名：医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

① 施策の目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、中堅・シニア世代等の医師を対象とした広域マッチング支援による医師偏在是正に取り組む。

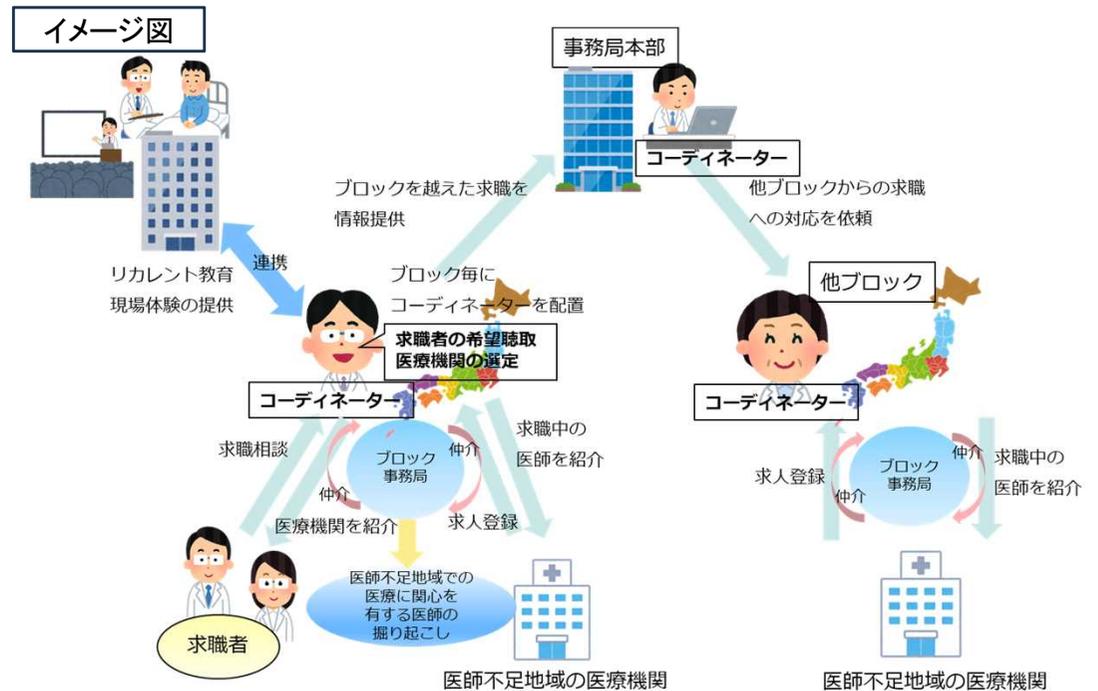
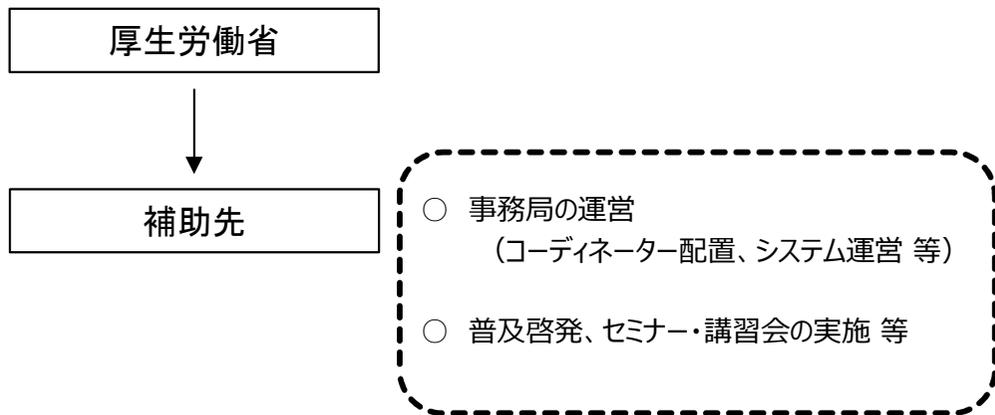
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。

施策名:総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

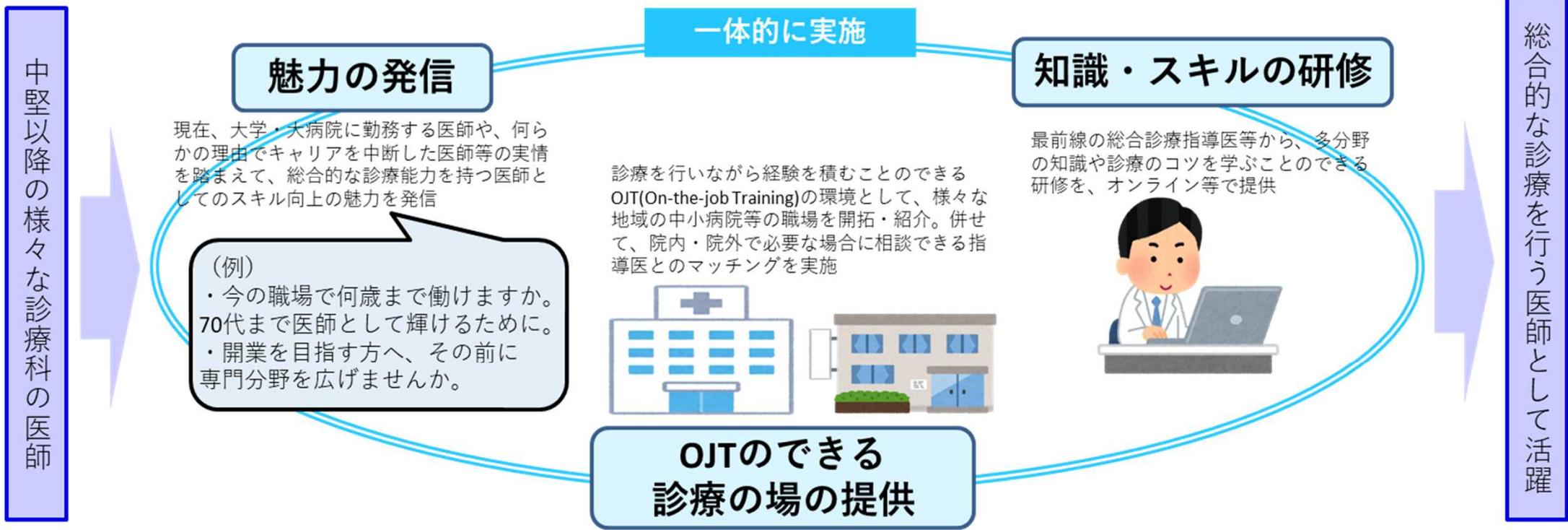
① 施策の目的

・経済財政運営と改革の基本方針2024において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

② 対策の柱との関係

	I	II	III
○			

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



・実施対象:関係学会等 ・補助率:定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・中堅以降の様々な診療科の医師等に対しリカレント教育を実施することで、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の育成に寄与し、地域偏在と診療科偏在対策の更なる推進が見込まれる。

施策名:臨床研修費等補助金

### ① 施策の目的

- 平成16年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策を支援し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

### ③ 施策の概要

- 令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援する。
- 臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について支援する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・実施対象  
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき都道府県知事の指定する病院(臨床研修病院)
- ・補助率:定額

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・広域連携型プログラムに係るプログラム責任者等経費を支援することで、質の高いプログラム作成に寄与し、研修医の質の向上を推進することが見込まれる。
- ・また、第三者評価受審に係る経費を支援することで、臨床研修病院の質の向上を推進することが見込まれる。

施策名:長時間労働の傾向にある診療科を中心とした人材確保のための勤務環境改善調査等事業

① 施策の目的

医師の働き方改革関連制度への対応状況について詳細を把握することで、今後の医療機関支援の方向性や強化すべき点を洗い出し、施行後の早期に効果的な支援の検討をするとともに、長時間労働の傾向がある外科系診療科における勤務環境改善の取組への伴走支援と取組プロセスの分析を行い、好事例として他医療機関へ普及展開することで更なる医師の働き方改革の推進を目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

① 医療機関における働き方改革調査

各医療機関における時間外・休日労働の状況や勤務環境改善に向けた取組状況等について、個別のテーマ毎に必要な調査を行い、実態把握や課題抽出等を行う。  
(必要と考えられる調査事項について)

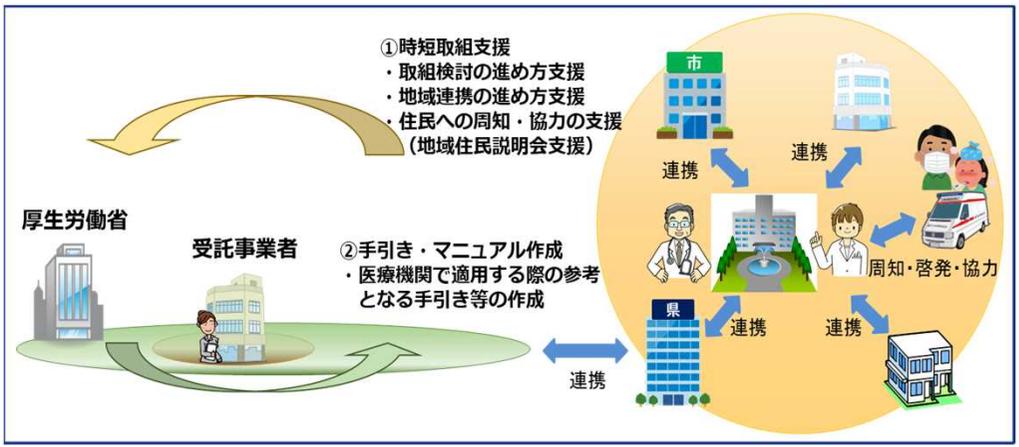
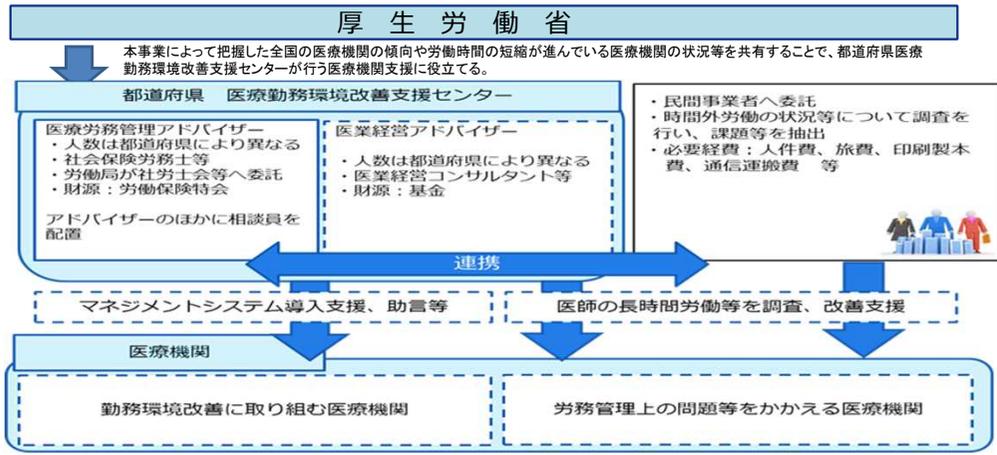
- ・時間外・休日労働の上限規制に係る特例水準の適用を受ける医療機関を含めた医師の労働時間の状況
- ・医療法に基づく面接指導及び勤務間インターバル・代償休息の実施体制、実施状況 等

② 医師の労働時間短縮にかかる調査及び伴走支援

特に長時間労働が指摘されている外科系診療科を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、伴走型の具体的な支援を行いながら勤務環境の改善を推進するとともに、支援を通じて課題の抽出及び効果的手法等の知見について調査分析を行い、好事例として横展開するもの。  
(具体的な事業内容)

- ・ 院内の取組支援、行政機関等の関係機関との連携、患者及びその家族への周知・協力依頼等にかかる支援
- ・ 他の医療機関の参考となるよう取組プロセスを好事例として取りまとめ

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

施行後の早期に新制度への医療機関の対応状況について詳細を把握することで、今後の医療機関支援の方向性や強化すべき点を洗い出すとともに、医療機関へのより効果的な支援の検討を行うことで、医療機関における働き方改革を更に推進することができる。

施策名: 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業

① 施策の目的

- ・ 医師確保ガイドラインにおいて、「安定した医師確保を行うため、都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学と調整を行うとともに、医師の育成や配置方法について、大学と連携してキャリア形成を支援しつつ、地域枠等の医師が地域医療に従事する仕組みを構築することが重要」とされている一方で、都道府県や大学の協議等の状況によっては、恒久定員内地域枠の設置が十分進んでいない場合もある。
- ・ 都道府県の地域医療支援センターにおけるキャリア形成プログラム等の取組と連携しながら、地域枠学生を受入れ育成する大学において、恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるための補助を行う。

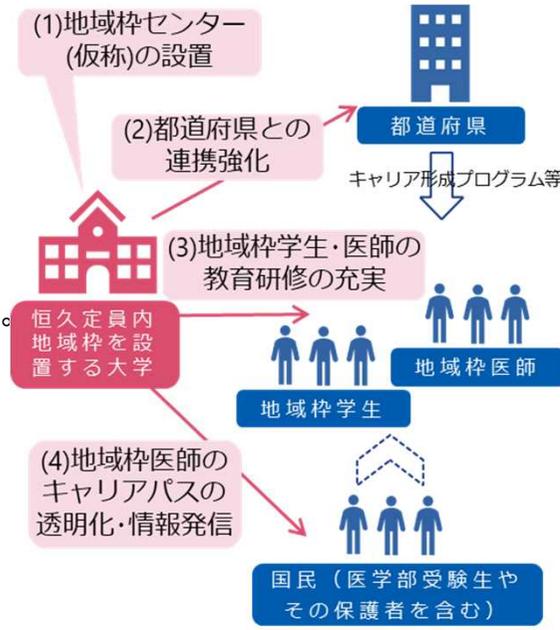
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 地域枠センター(仮称)の設置  
以下(2)～(5)を推進するための体制を整備。
- (2) 都道府県との連携強化  
都道府県と連携し、恒久定員内地域枠設置の設置の検討やキャリア形成プログラム等への協力を行う。
- (3) 地域枠学生・医師の教育研修の充実  
恒久定員内地域枠の設置に伴い必要となる教育研修の充実に係る設備投資等の補助を行う。
- (4) 地域枠医師のキャリアパスの透明化・情報発信  
医学部受験生やその保護者に対する地域枠医師のキャリアパスの理解を深める。
- (5) その他恒久定員内地域枠の設置に必要な取組

- ・ 実施対象: 医師養成課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に基づく大学のうち、恒久定員内地域枠を設置するもの
- ・ 補助率: 定額



- 都道府県との協議による地域枠定員の適切な設置
- 恒久定員内地域枠設置による安定した医師確保
- 地域枠学生・医師へのサポート体制の強化
- 地域への定着支援の強化
- 地域枠学生の意欲向上
- 地域枠医師キャリアパス等の正しい理解
- 地域枠学生の確保

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 直近の需給推計では、医師数は増える一方で、将来的には、供給(医師数)が需要(医療ニーズ)を上回り、医師は供給過剰となるが見込まれる。このため、医学部定員の適正化を図る必要があり、安定した医師確保を行うため恒久定員内の地域枠の設置を更に進める必要がある。
- ・ 本事業を通じて、恒久定員内への地域枠設置を要件等として、大学への支援を行うことで、都道府県において安定した医師の確保が見込まれる。

施策名：創薬エコシステム発展支援事業

① 施策の目的

我が国の成長産業・基幹産業である医薬品産業について、日本を世界の人々に貢献できる「創薬の地」とするため、アカデミアシーズ等の実用化に向けた橋渡しの支援を行う。

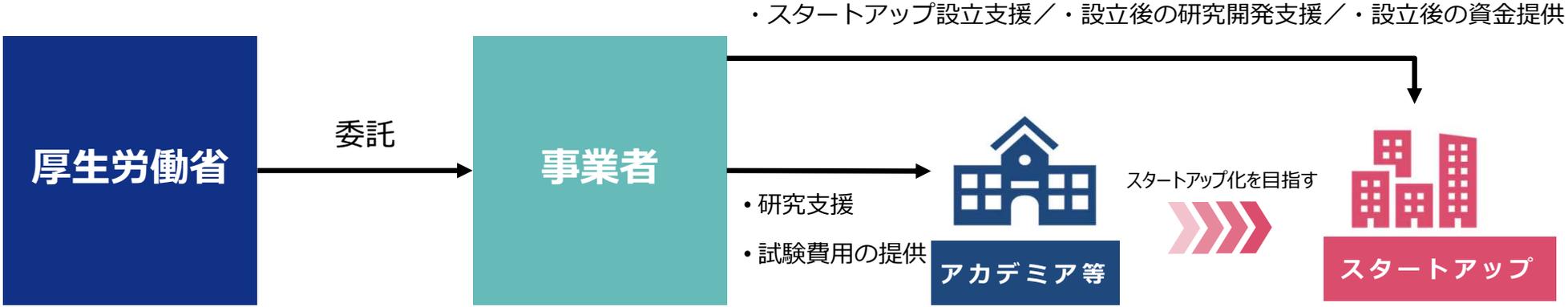
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

我が国の優れた創薬シーズを、早期にスタートアップ化できるよう、創薬の経験を有する研究開発支援者による実用化に向けたアカデミアシーズ等への研究支援、ターゲット・コンセプト検証試験、スタートアップ設立支援、当該スタートアップの研究開発支援等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

優れた創薬シーズの実用化を通じて、アカデミアや創薬スタートアップに対する民間投資を呼び込むことが可能。

施策名：創薬クラスターキャンパス整備事業

① 施策の目的

・各地の創薬クラスターで不足しているスタートアップ等が使用する施設等への補助を行うことで、創薬クラスターの発展に繋げ、更なる民間投資の呼び水としてスタートアップの育成・発展を目指す。

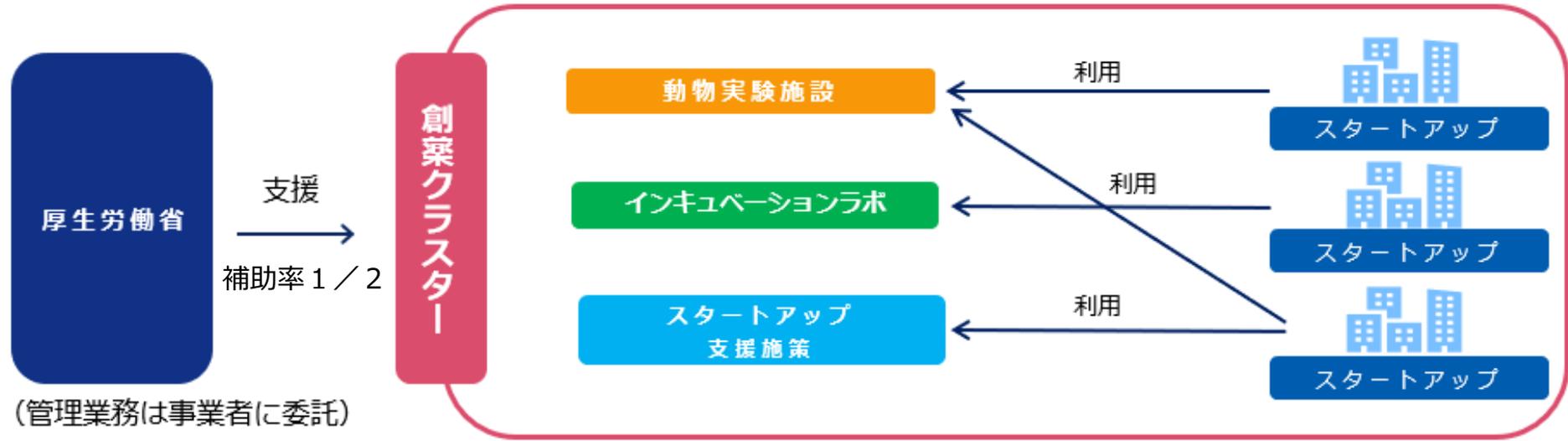
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・各地の創薬クラスター内で不足している動物実験施設やインキュベーションラボの建設、スタートアップの成長に資する取組等に要する費用を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国内のスタートアップへの更なる民間投資や、大規模な施設整備に係る投資の呼び水となる。

施策名:新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

① 施策の目的

創薬シーズから第1相臨床試験に入る段階であるファースト・イン・ヒューマン(FIH)試験において、新たに国際的に競争力のある実施体制の国内整備を進め、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

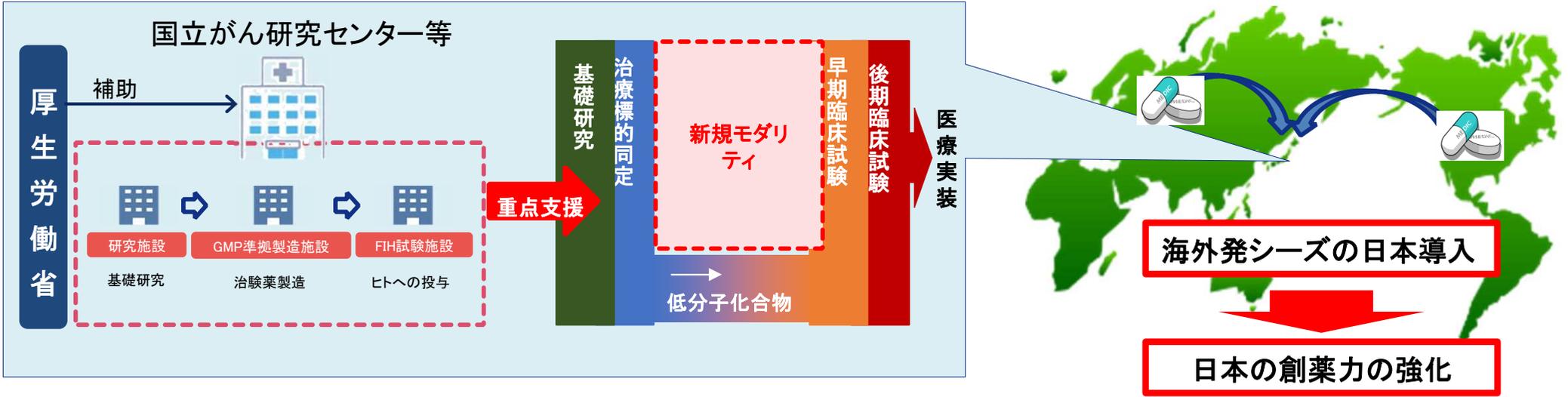
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進めるとともに、国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を整備する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和10年度までに新たに整備する施設における国内FIH試験実施件数を10件とする。

① 施策の目的

国際共同治験の実施体制の強化を行うため、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業から国内での治験・臨床試験の実施について相談を受付・支援、国内での知見等の実施を誘致することで、ドラッグ・ラグ/ロスの解消につなげる。

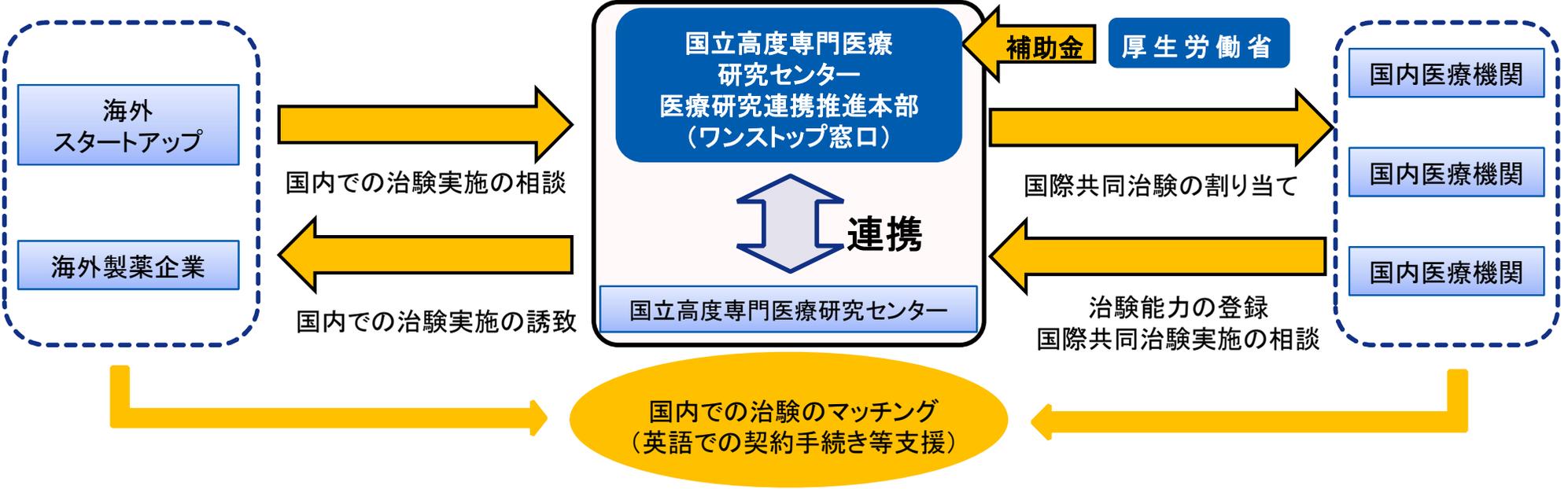
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業に対し、国内での治験実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施の誘致を行うワンストップサービス窓口の設置を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和10年度におけるワンストップ窓口への国際共同治験の相談件数を年間15件とする。

施策名:後発医薬品の産業構造改革のための支援事業

① 施策の目的

- ・ 後発医薬品業界は、比較的小規模で、生産能力が限定的な後発医薬品企業が多い中で、少量多品目生産などの非効率な生産構造があること、品質不良リスクや収益の低下などにつながっていること、製造ラインに余力がなく増産対応が困難であること等の構造的な問題がある。
- ・ そのため、後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品の安定供給を目指す。

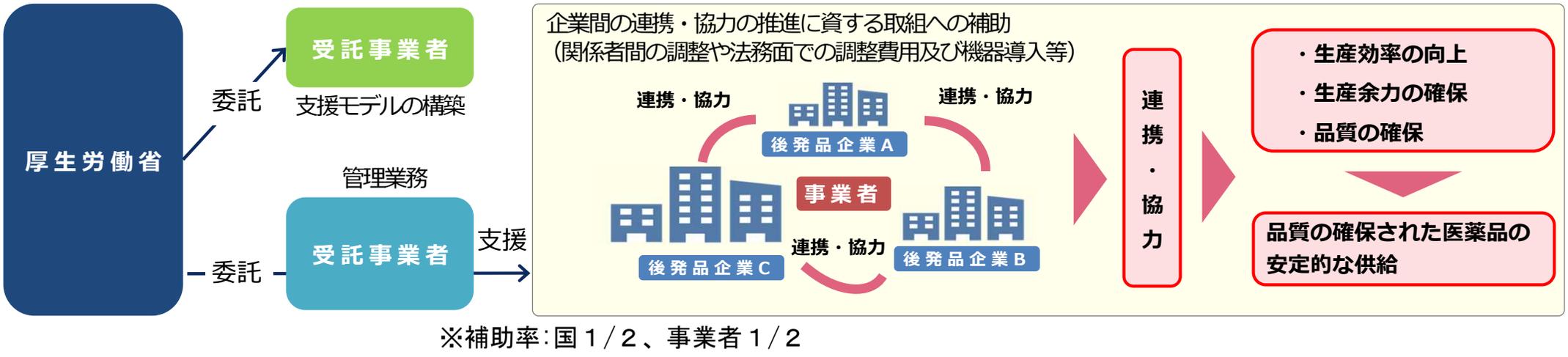
② 対策の柱との関係

	I	II	III
○			

③ 施策の概要

- ・ 後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品を安定的に供給できるよう、品目統合などに向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対する必要な支援モデルを構築する。加えて、企業間の連携・協力・再編を強力に後押しするために国が企業の取組を認定する枠組みを設けるとともに、後発医薬品企業間の連携・協力・再編の推進に資する設備投資等への安定的・継続的な支援の在り方についてさらに検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 後発医薬品産業の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品の安定供給を実現する。

施策名: バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業

① 施策の目的

・ 今後順次上市が見込まれるバイオ医薬品の後続品を我が国で製造し、医薬品産業の将来像も見据えながらバイオ医薬品産業を育成していくため、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・ 海外市場への展開も視野に入れ、バイオ後続品の開発・製造に取り組む場合、新規製造工場等の設備投資に必要な取組への支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・ バイオ後続品の国内製造施設整備に必要な取組を支援することで、バイオ医薬品産業を育成し、バイオ後続品の安定供給を実現する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

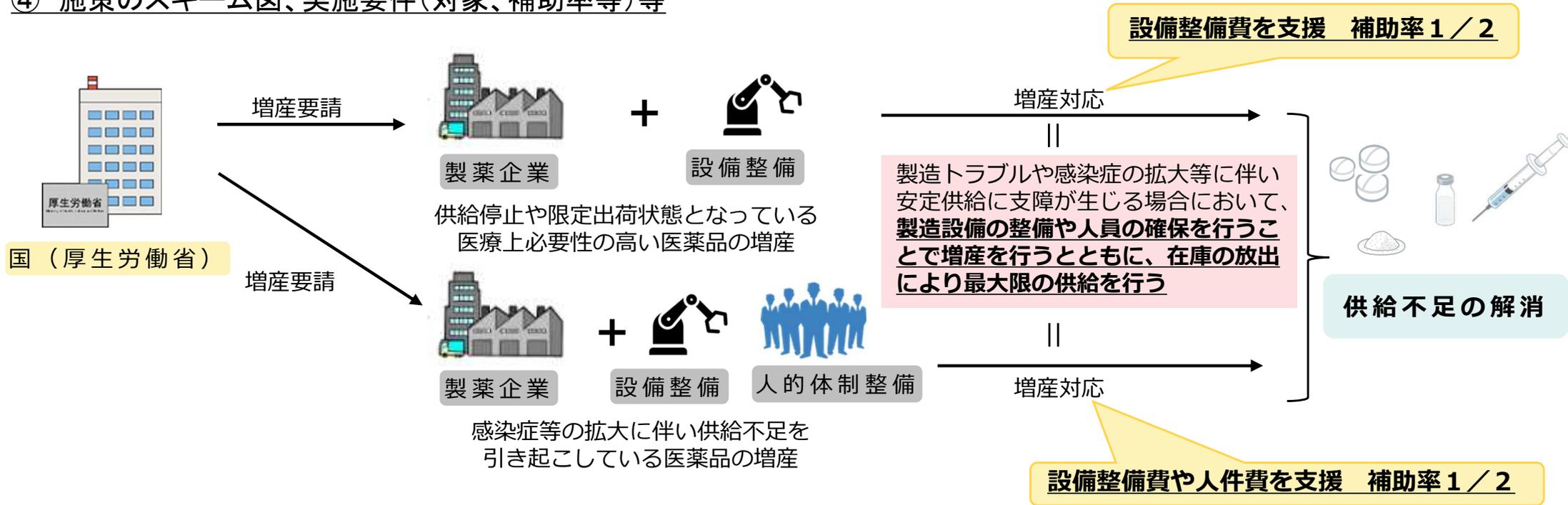
① 施策の目的

・医療上必要不可欠な安定確保医薬品等に関して、現下の供給不足に対応するため、増産に必要な設備整備費及び人件費に対して緊急的に補助を行う。

③ 施策の概要

・供給不足が発生している、医療上必要不可欠な安定確保医薬品や感染症対策医薬品等に関して、増産に必要な設備整備費及び人件費に対して緊急的に補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

供給不足が発生している、医療上必要不可欠な安定確保医薬品等について、製薬企業に増産を促し、安定供給体制を確保することが可能となる。

施策名：医薬品安定供給・流通確認システムの開発

① 施策の目的

・本システムを開発することで、医薬品の供給状況の報告※1、2に係る国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、経時分析などの複雑な解析を可能とする。併せて、医療機関、薬局等に供給状況を速やかに通知することで、医薬品の選定・入手の効率化等を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

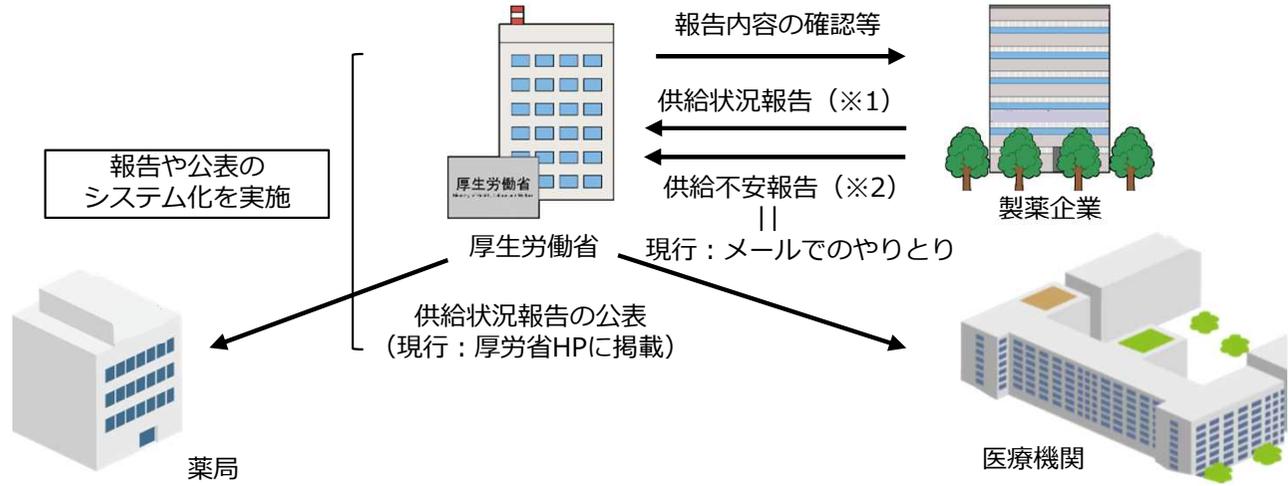
③ 施策の概要

・製薬企業よりメールでの報告を受け付けている医薬品の供給状況報告及び供給不安時の報告について、報告の受付・集計分析機能を有する情報システムを構築する。加えて、各医薬品の供給状況報告の内容を掲載・通知するウェブサイトを構築し、出荷状況の変更について、医療機関等に速やかに通知する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(※1) 供給状況報告  
全ての医療用医薬品約18,000品目にかかる出荷状況（通常出荷、限定出荷、供給停止）、②出荷量の状況（増加、通常、減少、出荷停止）、③限定出荷の解除見込み時期、等を日々製薬メーカーから国が直接受け付け、報告内容を含む全ての医療用医薬品の供給状況一覧を毎日HPに公表。

(※2) 供給不安報告  
製造販売業者が把握した供給不足が生じるおそれ（原薬や部素材の調達トラブル、製品不良によるメーカー判断での出荷停止、自然災害による製造所の被災等）について、国が早期に報告を受け付け（非公表）、必要に応じて関係学会や代替薬を製造する製薬メーカーとの調整等を実施し、供給不足の未然防止を図る。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムにより、国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、供給状況の解析結果を用いた合理的な供給対策が可能となる。併せて、医療機関等における医薬品の選定・入手の効率化等を図る。

施策名：医薬品安定供給支援事業

① 施策の目的

・医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないように、国内における医薬品の安定供給体制を強化する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、製薬企業が代替供給源の探索・検討を行う経費を支援することで、これらの取組を促し、国内での安定供給の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〔 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等 〕

※補助率：上記費用の1/2 (国1/2、事業者1/2)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外依存度が高い医薬品が、突如相手国の事情により供給が停止されるリスクに備え、国内における医薬品の安定供給体制の確保を図る。

① 施策の目的

安定確保について特に配慮が必要な「安定確保医薬品」について、令和3年の選定以降の最新の知見を反映するためリスト更新に向けた検討を行う。また、令和6年度に策定した、医薬品の安定供給に係る行動計画や、製薬企業向けの安定供給に係るリスク管理マニュアル等の周知を行う。

② 対策の柱との関係

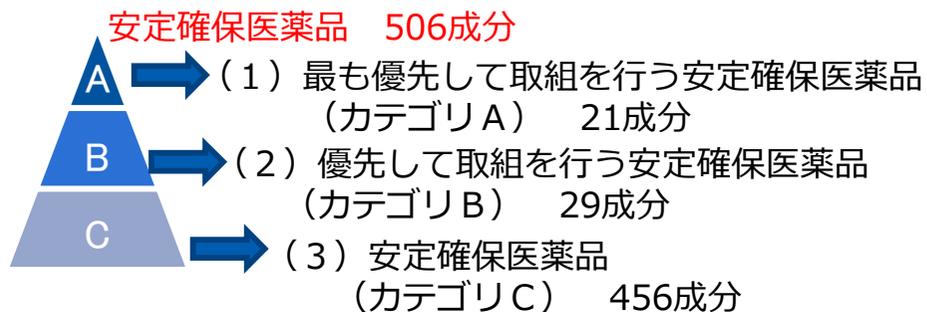
I	II	III
○		

③ 施策の概要

安定確保医薬品の更新については、関係学会・団体へのヒアリングや最新の医療実態も踏まえた情報の精査等を行い、リストの更新に必要な調査・検討を行う。また、医薬品の安定供給に係る行動計画やリスク管理マニュアル等について、企業向け説明会の開催や活用状況の調査を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

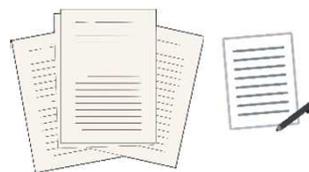
事業①：安定確保医薬品リスト更新検討



実施主体：委託事業（民間企業）

事業②：供給リスク管理マニュアル等の周知

令和6年度に事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や各主体の役割を整理した「医薬品の安定供給に係る行動計画」を作成する方針



供給リスク管理マニュアル等について企業向け説明会の開催及び活用状況のフォローアップ

実施主体：委託事業（民間企業）

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

安定確保に係る取組が必要な医薬品を最新の状態で把握し、かつ供給不足への各主体の対応を整理・周知することで、医薬品の安定供給確保に係る体制整備が可能となる。

① 施策の目的

物価高騰、為替変動、災害等様々な理由で供給不安をきたした医療機器の供給を維持するため、個別の事案ごとに代替製品の在庫状況や生産状況や出荷状況等を把握し、関連学会、業界団体、代替製品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、必要な対策を講じる。

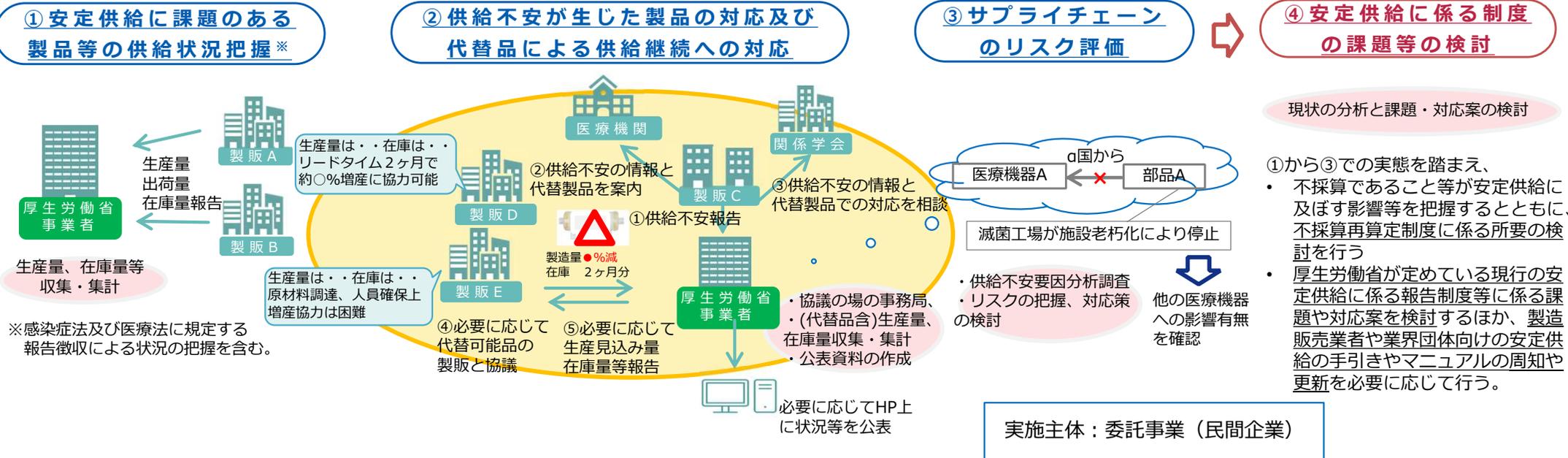
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 安定供給に課題のある製品の供給状況を製造販売業者及び国にて把握し、供給不安を生じた医療機器ごとに必要な対応及び代替可能な製品を供給する製造販売業者による供給継続を行い、医療機器の安定供給を図る。
- 不採算再算定制度に係る所要の検討をはじめとした、安定供給等にかかる制度の課題等の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

供給不安が生じた製品において、生産量、在庫量等の情報収集を行い、代替製品を取り扱う製造販売業者等の協力を得ながら、供給不安が生じた製品への対応フォロー及び代替製品の増産等の調整を行い、医療機器の安定供給実現を図る。

① 施策の目的

・注射用抗菌薬の大多数を占めるものの、原薬のほぼ100%を中国に依存するβラクタム系抗菌薬について、国内供給体制構築を構築するために、製薬企業に対して、製剤の備蓄に係る費用を補助する。

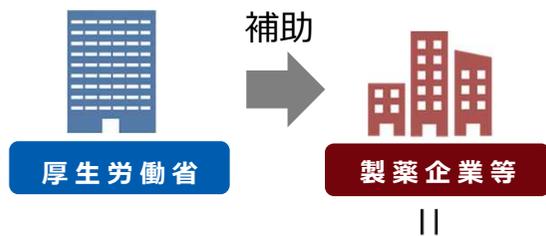
② 対策の柱との関係

	I	II	III
○			

③ 施策の概要

・抗菌薬原薬国産化支援基金を創設し、2030年までに、海外からの供給途絶時においても、切れ目なくβラクタム系抗菌薬を供給できる体制整備のための支援を実施しているが、それまでに中国からの供給が途絶した場合、国内在庫により対応する必要がある。相手国からの供給停止リスクに備え、平時から本薬を備蓄する企業に対して、備蓄に係る費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



<補助概要>



βラクタム系抗菌薬の製剤について、備蓄により国内在庫を確保することで、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の1/2 (国1/2、事業者1/2)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

βラクタム系抗菌薬の備蓄を促すことで、相手国からの供給停止リスクに備え、国内における安定供給体制を確保することが可能となる。

【○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化】

施策名：優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業

令和6年度補正予算案 7.7億円

医政局  
医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線4467)

① 施策の目的

革新的な医療機器を我が国において創出できる体制を整備するためには、医療機器産業等の人材の育成・リスクリング及び医療機器スタートアップ企業への支援を更に進める必要があるほか、特にスタートアップ企業において事業化を見据えたエビデンス収集が十分にできていない等の課題への対応の必要がある。本事業では、優れた医療機器を創出できるエコシステムの構築に向けて、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図ることでこれらの課題に早急に対応する。

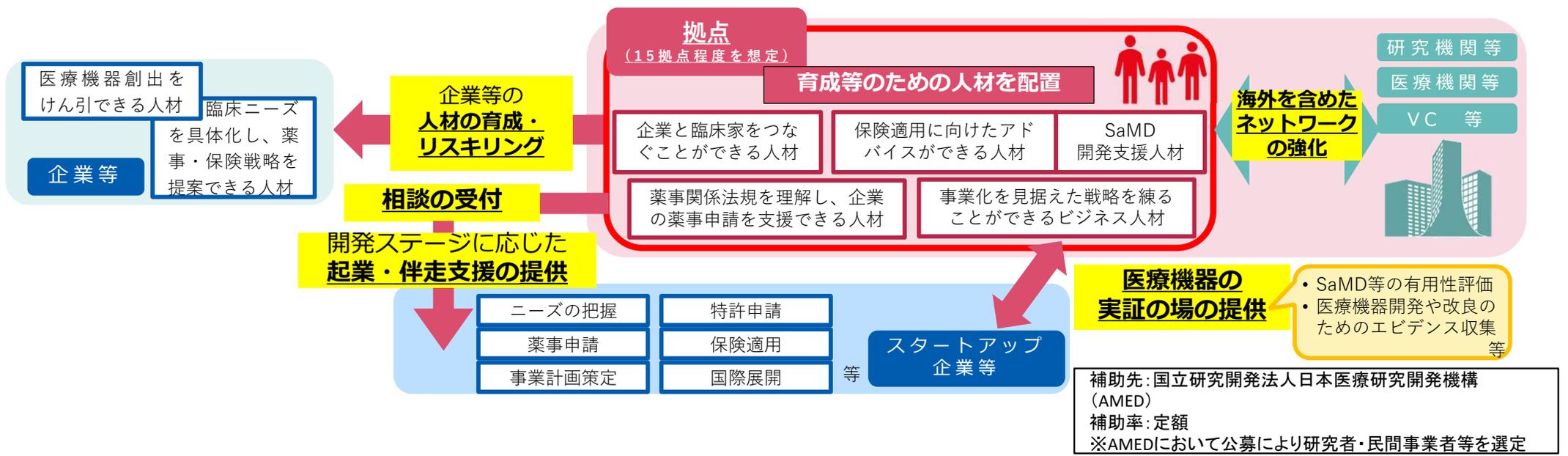
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点の整備のため、日本全国から拠点を選定し、当該拠点到研究、薬事承認、保険適用等の医療機器創出の種々のステージにおいて必要となる人材を配置し、医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリング及び医療機器のスタートアップ企業に対する起業・伴走支援を行うほか、事業化を見据えたエビデンス収集等を目的とした临床上の有用性を実証できる場の提供及び企業の海外展開に当たって必要となる海外を含めた関係機関等とのネットワークの強化に取り組む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリング、医療機器のスタートアップに対する伴走支援、医療機器の実証の場の提供、海外等とのネットワークの強化を行う産業振興拠点を日本全国に整備することで、優れた医療機器を創出するエコシステムの構築を促進できる。

① 施策の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」を着実に推進し、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、その利活用を促すことにより、新規治療法等の開発、解析結果等の速やかな日常診療への導入、新たな個別化医療の実現を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

令和7年度からの事業実施組織の発足に向け、「全ゲノム解析等実行計画2022」を更に推進するため、創薬力強化に資する情報基盤・利活用環境の速やかな構築、利活用の推進及び全ゲノム解析等の結果の患者への還元を加速する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

厚生労働省が主体となって、組織、構成等の検討を継続。情報基盤の構築を通じた患者への還元及び解析結果の利活用に係る体制整備を推進する。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施準備室と連携し、全ゲノム解析を通じてゲノム医療を一層推進できるように、全ゲノム解析の実施基盤の構築や創薬等への活用、新たな個別化医療の導入に係る研究開発を行う。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

がんや難病患者の診断、治療に役立つデータが速やかに患者に還元されることで、新たな個別化医療の実現に寄与する。また、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築により、新たな診断技術や革新的新薬を開発する民間企業が成長できる環境が整備され、我が国発のイノベーションが促進される。

① 施策の目的

・国民の健康増進及び質の高い医療の提供に向けて、健康・医療分野のデジタル化を推進する。

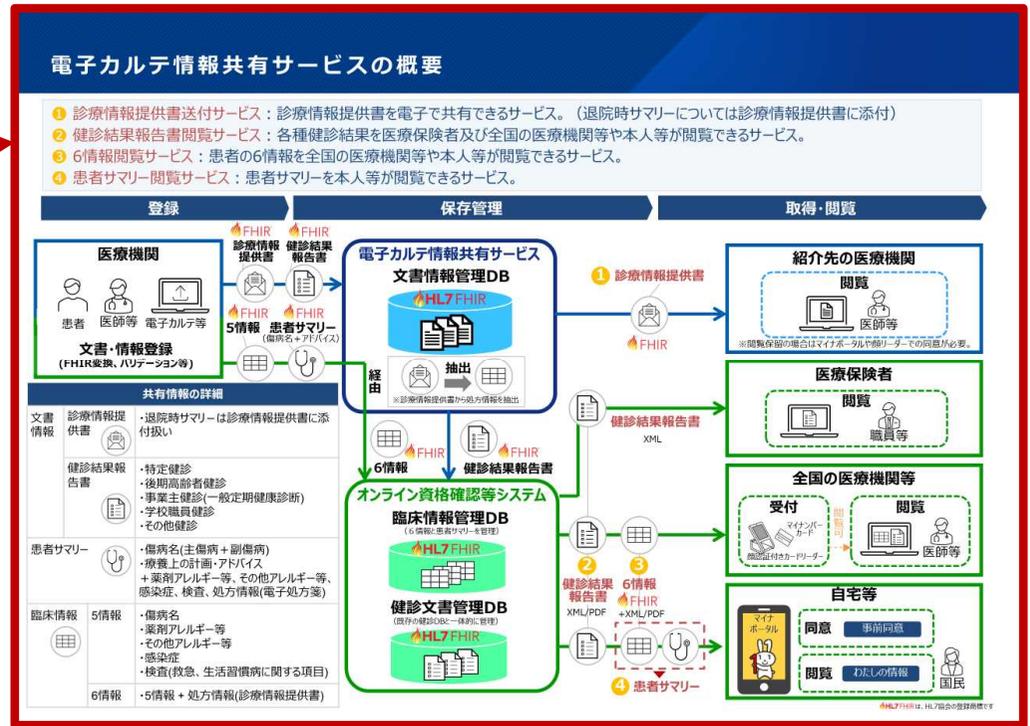
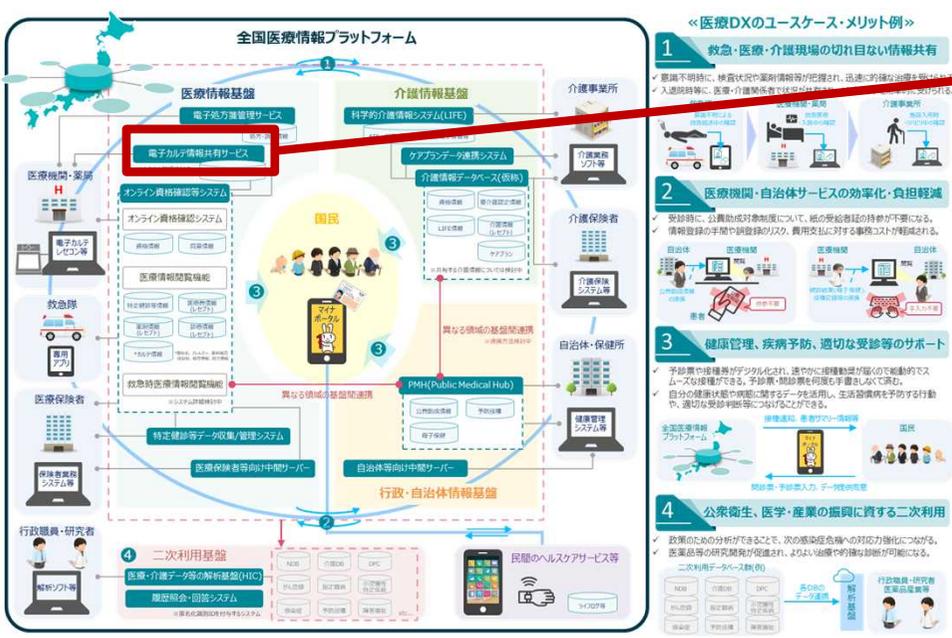
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・医療DXの推進に関する工程表に基づいて、オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。具体的には、電子カルテ情報等を共有・交換する電子カルテ情報共有サービスを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療DXが進むことによって、医療機関のみならず自治体や介護事業者等の業務の効率化や、医療・介護現場でより多くの情報が共有・活用されることで、切れ目のない質の高い医療・介護サービスの提供が可能となる。

① 施策の目的

・「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)等を踏まえ、医学・医療のイノベーションの成果を国民・患者に還元できるように、医療等情報の二次利用を適切に推進するための環境整備を行う。

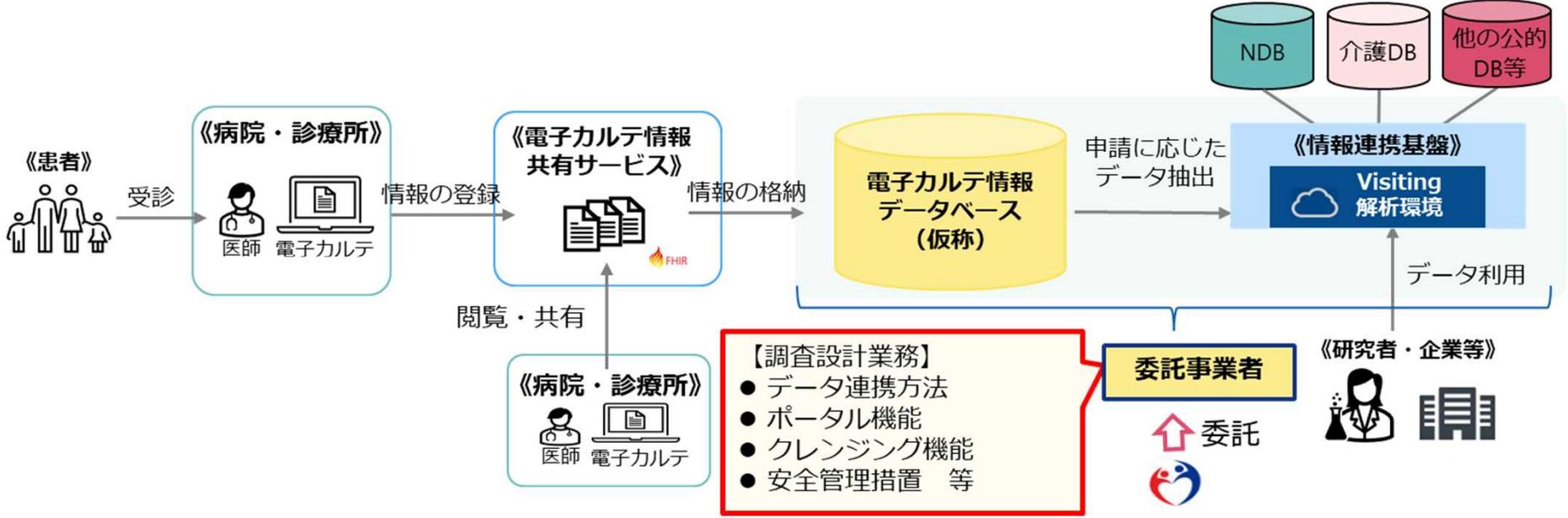
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・公的DB等を一元的かつ安全に利用・解析できる「情報連携基盤」と「電子カルテ情報データベース」を構築するため、様々なDBとのデータ連携方法、利活用を支援するポータル機能、データのクレンジング機能、安全管理措置等を含めた調査設計を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療等情報の二次利用を通じて、「国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていく。

【○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等】

施策名: アジア諸国等における外国医療人材育成促進事業

令和6年度補正予算案 2.9億円

医政局総務課  
医療国際展開推進室  
(内線2678、4115)

① 施策の目的

本事業を通じて、アジア諸国をはじめとするインド太平洋地域への医療水準の向上・健康格差の是正といった国際貢献を行うことで、日本のプレゼンス向上、信頼関係の深化により、外交・安全保障に資するとともに、我が国の医療産業の成長・更なるイノベーションといった日本の経済成長につなげる。

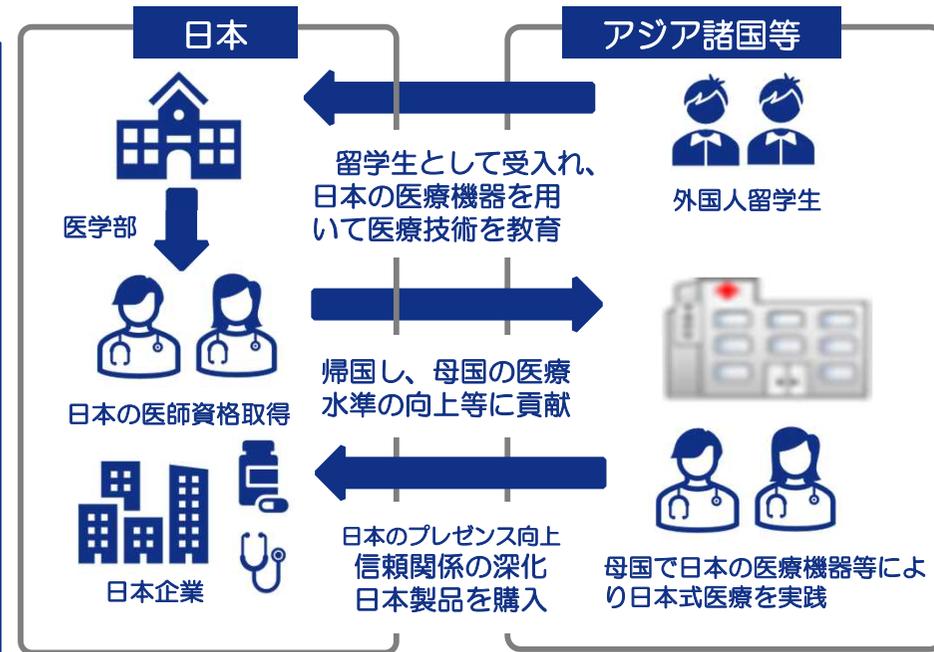
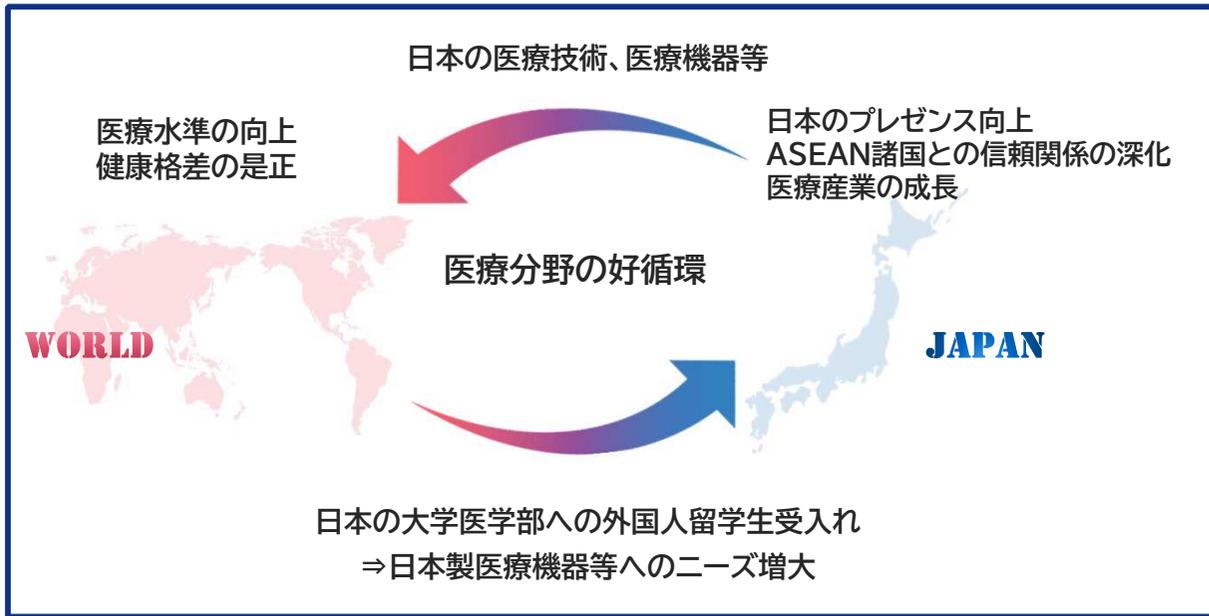
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における医療水準の向上や健康格差の是正に資する外国医療人材の育成を推進するため、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)と連携した外国人留学生受入れモデル構築のための実証事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国医療人材の育成を通じた、保健・医療分野におけるASEAN地域諸国との関係性の構築・深化、日本への信頼やプレゼンスの向上といった日本の外交・安全保障に資するとともに、日本式医療の普及を通じた日本製の医薬品・医療機器の海外への販売促進といった日本経済の成長に資する。

【○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等】

施策名:医療インバウンドに係る調査・実証事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

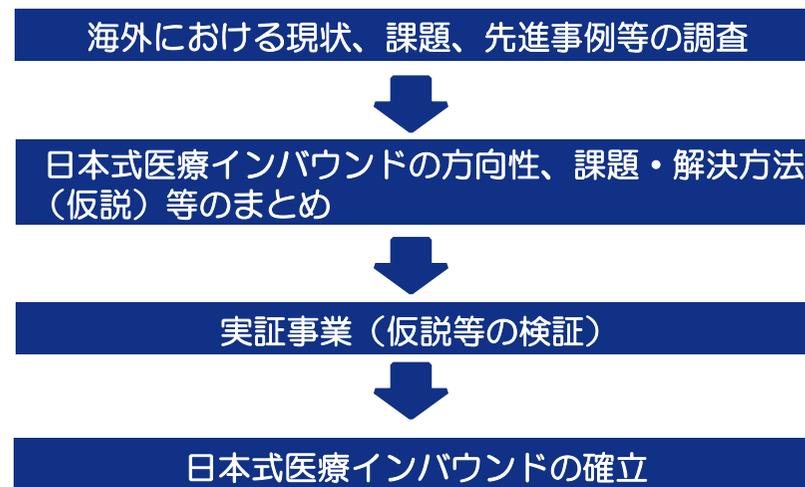
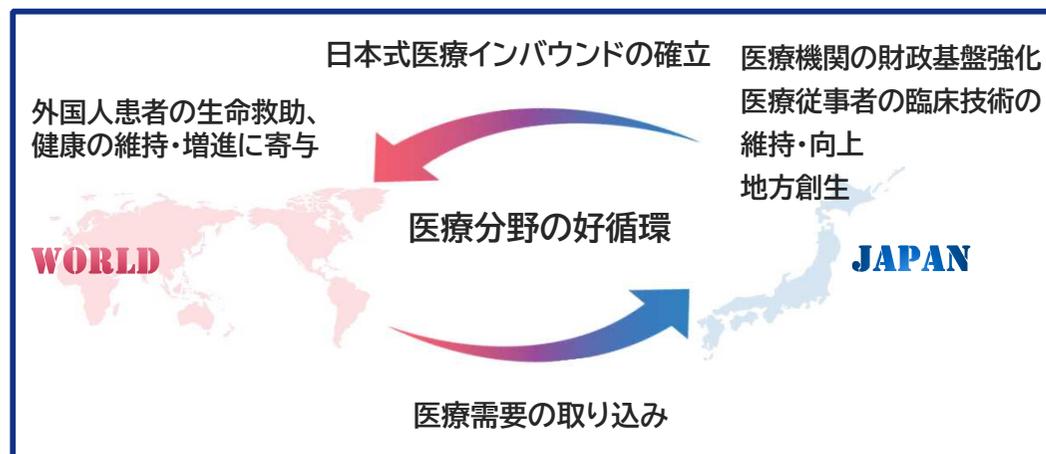
① 施策の目的

本事業を通じて、世界の医療需要を取り込むことにより、外国人患者の生命救助、健康の維持・増進に寄与（国際貢献）するとともに、我が国の医療機関における財政基盤の強化、我が国医療従事者の臨床技術の維持・向上、地方創生につなげる。

③ 施策の概要

海外の政府・医療機関における医療インバウンドに関する取組等を調査・分析し、日本式医療インバウンドを確立する上での日本の強み、課題等を把握するとともに、実証を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

世界の医療需要を日本に取り込むことにより、我が国の医療機関における財政基盤の強化のみならず、地域の観光との結びつきによる地域活性化にもつながり、日本経済・地方経済の成長に資する。

施策名:新興感染症対応力強化事業

① 施策の目的

改正感染症法に基づき、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう、都道府県と協定を締結する医療機関の感染症への対応力を強化する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県と協定を締結する医療機関における感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、個人防護具の保管庫等の施設・設備整備に対する支援、都道府県における感染対策等に関する医療従事者等の研修に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

国  
(厚生労働省)



都道府県



協定締結  
医療機関

	補助対象	補助内容	補助率
①施設・設備 整備事業	都道府県 (間接補助: 病床確保、発熱外来又 は自宅療養者等医療 を内容とする協定締結 医療機関)  ※ 協定締結が決まっ ている場合を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床確保を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した個室病床の整備、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置、個人防護具保管庫の整備等の施設整備に対する補助を行う。</li> <li>○ 発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関(訪問看護事業者、薬局を含む)が実施する、個人防護具保管庫の整備に対する補助を行う。</li> <li>○ 病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した以下の設備整備に対する補助を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>[病床確保]                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易陰圧装置、検査機器(PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド</li> </ul> </li> <li>[発熱外来]                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査機器(PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)</li> </ul> </li> </ul>                             ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。                              ※ 設備整備は、新規購入・増設・更新の場合を補助対象とする。                         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室整備:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3</li> <li>・個室整備以外:国1/2、都道府県1/2</li> </ul> ※ 個室整備は、平時の通常医療にも使用するものであり、国1/3、都道府県1/3、事業者1/3とし、個室整備以外は、基本的に感染症発生時の感染症対応に使用するものであり、国1/2、都道府県1/2とする。
②研修事業	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が実施する、感染対策等に関する医師・看護師等の研修、医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対する補助を行う。</li> </ul>	国1/2 都道府県1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

今後の新興感染症の発生に備え、医療機関における感染症への対応力を強化することで、国民の安全・安心の確保が図られる。

施策名：個人防護具の備蓄等事業

① 施策の目的

次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく。

② 対策の柱との関係

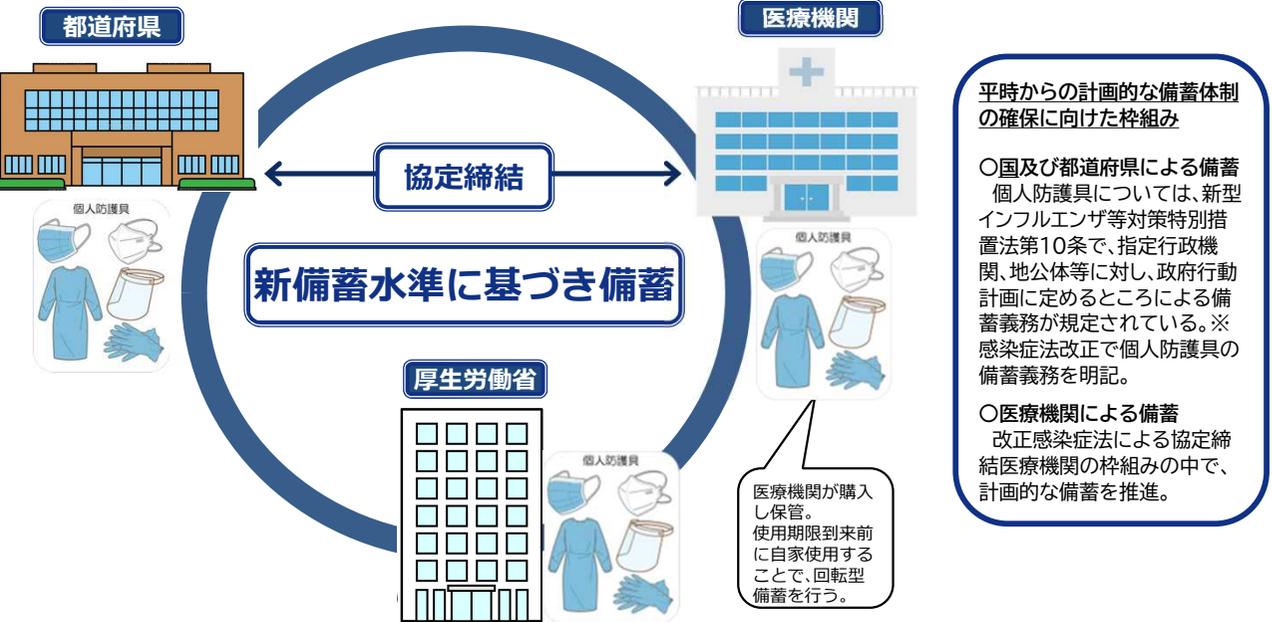
I	II	III
		○

③ 施策の概要

個人防護具の新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進するため、改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う必要がある(都道府県も別途必要量を備蓄)。

また、新備蓄水準を超過する分については、順次売却等を行うとともに、都道府県や医療機関の備蓄状況を含めた全体の備蓄量が適正化するまでは、これまでのコロナ対応で備蓄してきた国の備蓄物資の活用を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



<現行備蓄水準の見直し>

次の感染症危機に適切に備えるため、新型コロナに対処するための現行備蓄水準を見直す(新備蓄水準に移行)。

※ 感染症法改正で導入される医療機関備蓄については、協定締結の状況により備蓄量が変動し、また、全体の備蓄量から医療機関備蓄を差し引いて設定される都道府県、国備蓄も備蓄量が変動する。

<現行備蓄水準>

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク (DS2含)	アイソレーションガウン (プラスチックガウン含)	フェイスシールド (ゴーグル含)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3.8億枚	3,900万枚	1.1億枚	3,400万枚	11.0億双 (22億枚)

<新備蓄水準> (新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載)

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク (DS2含)	アイソレーションガウン (プラスチックガウン含)	フェイスシールド (ゴーグル含)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新備蓄水準に基づく国、都道府県、協定締結医療機関等での備蓄により、次の感染症発生時にも個人防護具の不足を生じさせないことで、円滑な医療提供体制に資することができる。

施策名: 医療施設等の耐災害性強化

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、災害時における医療提供体制を強化するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	医療施設浸水対策事業	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業	医療施設給水設備強化等促進事業	医療施設等耐震整備事業	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院等設備等整備事業
実施主体	倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院	消防法施行令の一部を改正する政令等により、新たにスプリンクラー等を整備する義務が生じた有床診療所等	ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関 ※「医療施設浸水対策事業」のみ公立病院・診療所も対象。			民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院、DPAT先遣隊を有する病院

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

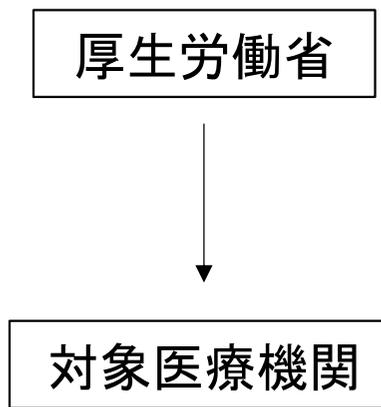
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

令和6年能登半島地震等により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療施設等、一定の要件に該当する医療施設等の建物工事費等の復旧に要する経費について補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



医療施設等の災害復旧事業のための必要な経費を補助する。当該事業の実施により、被災地域の雇用、所得、税收等を向上させる効果が期待できる。

**交付対象施設**

① **医療機関**

1) **公的医療機関**  
 地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

2) **政策医療実施機関** (公的医療機関除く)  
 救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

② **医療関係者養成施設**  
 看護師等養成所、救急救命士養成所 等

③ **上記以外**  
 研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災した医療施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名: 独立行政法人国立病院機構災害復旧支援事業

① 施策の目的

独立行政法人国立病院機構の施設の整備のために要する経費を補助することにより、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第15条の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資することを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

令和6年に発生した石川県能登地方を震源とする地震によって被災した(独)国立病院機構において、地域医療や国の医療政策(セーフティネット分野の医療(重症心身障害等))を安定的かつ継続して実施するため早期に災害復旧を完了する必要があることから、復旧のための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災した(独)国立病院機構の整備等を実施することにより、地域医療や国の医療政策(セーフティネット分野の医療(重症心身障害等))を安定的かつ継続して実施する。

施策名:災害・感染症対策に係る施設設備整備事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

独立行政法人国立病院機構の施設の整備のために要する経費を補助することにより、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第15条の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資することを目的とする。

I	II	III
		○

③ 施策の概要

昨今の我が国における自然災害の発生頻度・被害の甚大化傾向や新型コロナウイルス感染症対応時の課題を踏まえ、NHOが公的医療機関として今後も災害や新興感染症等の有事に直面したとしても、適切な医療を継続的に提供し、地域の医療拠点としての役割を将来も安定的に維持する必要がある。昨今の自然災害の頻度や甚大な被害、厳しさ増す安全保障環境を念頭に、今後30年で7割から8割の確率で発災するとされる首都直下型地震及び南海トラフ地震などの対応、大規模水害、新興感染症等の有事に備えるために必要な整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

今後発生する自然災害や新興感染症等の有事に備えて(独)国立病院機構の整備等を実施することにより、地域医療や国の医療政策(セーフティネット分野の医療(重症心身障害等))を安定的かつ継続して実施する。

施策名:病院歯科整備事業

① 施策の目的

- 令和6年能登半島地震により、被災した地域において、歯科医療提供体制の構築が進んでいない地域があり、住民が近隣で歯科医療を受診することが難しい状況となっている。
- 歯科医療を提供できる体制を速やかに確保することができるよう、病院歯科の整備を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 被災者への歯科診療を確保するため、歯科医療を提供できる体制を速やかに構築できるよう、必要な病院歯科の整備を支援する。
- 実施主体：令和6年能登半島地震で被災した県  
 ( 病院歯科の設置場所については、地域の歯科医療需要等を十分に考慮した上で決定 )
- 主な補助内容  
 設備整備(医療機器や診療システム等)に必要な経費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、被災地域へ交付
- 被災した地域の病院歯科の整備  
 ⇒ 住民が身近な地域で歯科医療を受診できる環境を構築

① 施策の目的

- 大規模災害時には、医療提供能力が長期間かつ広範囲にわたり低下することが想定される。加えて、給水制限等により日常の口腔ケアも困難になること等により、高齢者の誤嚥性肺炎等のリスクが高まるとの指摘もあることから、避難所等で歯科保健医療提供体制を確保することは重要である。
- 令和6年能登半島地震においても、JDAT(日本災害歯科支援チーム)が避難所等で活動するとともに、被害が大きかった地域においては歯科診療車を活用し臨時的な歯科診療所を開設する等、被災者の口腔管理の支援が行われた。
- また、「骨太方針2024」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記された。
- 災害時においても、適切な歯科保健医療提供体制を確保できるよう、必要な設備整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○



③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。  
(災害時以外は、在宅歯科医療や過疎地域等の巡回歯科診療等、平時に使用可能な状態で維持する)
- 実施主体: 都道府県(都道府県において補助対象先を決定)

**歯みがき、お口のケアはあなたの命を守ります!**

<p><b>肺炎を防ぐために歯みがきを!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お口が清潔でない状態が、肺炎の原因となり、全身の健康の悪化につながる。</li> <li>高齢者は特に注意が必要です。</li> </ul>	<p><b>入れ歯をきれいにして肺炎を防ぎましょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お口を清潔に保つことは入れ歯の寿命を延ばし、全身の健康を守ります。</li> <li>入れ歯をきれいにしましょう。</li> <li>入れ歯を清潔に保つことが大切です。</li> </ul>
<p><b>ハブラシがないとき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯磨き粉を少量の水でペースト状にして歯を磨きます。</li> <li>歯ブラシがない場合は、歯の汚れを落とすために歯垢取り剤を使用します。</li> </ul>	<p><b>だ液を出す工夫を</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入れ歯のお口の中央をきれいに保つことが大切です。</li> <li>だ液を出す工夫をしましょう。</li> <li>入れ歯を清潔に保つことが大切です。</li> </ul>
<p><b>水が少ないときの歯みがき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約30mlの水を使用します。</li> <li>水でハブラシをゆわいて歯を磨きます。</li> <li>歯磨き粉を少量の水でペースト状にして歯を磨きます。</li> <li>歯ブラシがない場合は、歯の汚れを落とすために歯垢取り剤を使用します。</li> </ul>	

公益社団法人 日本歯科医師会  
監修: 神戸薬科大学歯学部口腔保健学科 尾立了平先生  
提供: 一般財団法人 サンスター財団、サンスターグループ

【参考: 石川県歯科医師会HP】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 新たな災害に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるよう、全ての都道府県で災害時の体制を整備

<p><b>&lt;車両(例)&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医療機器等を搬送する移動車</li> <li>歯科巡回診療車</li> </ul>	<p><b>&lt;歯科医療機器等(例)&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブルユニット</li> <li>ポータブルレントゲン</li> <li>オートクレーブ</li> <li>浄水装置</li> <li>発電機</li> </ul>
--	--



(参考: DENTAPAC KOKOROリーフレット)

(参考: 石川県歯科医師会HP)

# (参考) 物価高関係の記載

(出典)国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策  
～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～(令和6年11月22日閣議決定)

## 第1章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

### 2. 経済対策の基本的考え方

経済対策は、以下の3本の柱で構成し、予算、財政投融资、税制、制度・規制改革など、あらゆる政策手段を総動員する。

(中略)

(第2の柱:物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～)

国民生活・事業活動を守り抜くため、当面の対応として、物価高に伴う家計や事業者の負担を軽減する。特に物価高の影響を受ける低所得者世帯向けの給付金、地域の実情に応じた物価高対策を後押しする「重点支援地方交付金」など、総合的な対応を講じる。

エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を進め、我が国経済をエネルギー制約から守り抜く。構造的な対応として、家庭・住宅の省エネ・再エネなど、エネルギーコストの上昇に強い経済社会の実現に向けた取組を進める。

(中略)

(経済対策の早期執行)

経済対策を速やかに執行し、一刻も早く支援をお届けする。このため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、関連する施策の広報・PRを強化する。各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とするほか、事後の適切な進捗管理に努める。

(中略)

## 第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

### 第2節 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～

#### 1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

##### (2) 地域の実情等に応じた物価高対策の推進

(中略)

地方創生臨時交付金のうち「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、
- 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を、それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行う。その際、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的なきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。

## 重点支援地方交付金の追加

参考:令和5年度補正予算の例

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。  
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)  
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

## 重点支援地方交付金

追加額1.6兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

## Ⅰ.低所得世帯支援枠(1.1兆円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
  - ・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円(今夏以来の3万円の支援と合計で10万円)。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- (注)住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

## Ⅱ.推奨事業メニュー(0.5兆円)

## 生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

## 事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。